

## 平成27年第6回教育委員会定例会

平成27年第6回教育委員会が平成27年6月19日午後9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 日 時   | 平成27年6月19日（金） 午前9時30分から   |
| 2 場 所   | 中清戸地域市民センター第2会議室  |
| 3 付議案件  | 別紙議事日程のとおり  |
| 4 出席委員  | 松村 重樹（教育委員長）<br>植松 紀子（委員長職務代理）<br>稲田 瑞穂（委員）<br>宮川 保之（委員）<br>坂田 篤（教育長）   |
| 5 出席説明者 | 絹 良人（教育部長）<br>栗林 昭彦（指導課長）<br>粕谷 靖宏（教育総務課長）<br>山下 晃（生涯学習スポーツ課長）<br>伊藤 高博（図書館長）<br>五十嵐 弘一（郷土博物館長）<br>小熊 克也（統括指導主事）<br>佐藤 裕樹（指導主事）<br>下田 美穂子（指導主事）<br>西山 智（指導主事） |
| 6 書 記   | 田中 留美   |
| 7 傍聴者   | なし  |

平成27年第6回清瀬市教育委員会議事日程

平成27年6月19日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
宮川 委員
- 日程第2 教育長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案 第11号 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱  
の制定について
- 日程第5 報告事項1 市長への手紙・メール等について
- 日程第6 報告事項2 執行状況報告について
- 日程第7 報告事項3 教科書採択の日程等について
- 日程第8 報告事項4 平成27年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査  
の方法及び活用の手引きの改定及び4・5月分の同  
調査結果について
- 日程第9 報告事項5 平成27年度清瀬市立学校教育課程の指導の重点に  
ついて
- 日程第10 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成27年第6回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が宮川委員を指名。

(松村委員長)

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

おはようございます。学校訪問と教師の指導力向上についてお話したいと思います。私は4月からの3ヶ月間、あらゆる場面で「清瀬の教育は、今変わろうとしている、いや変わりつつある」と訴え続けてきました。学校を訪問するたびに、このことへの「確信」が増してまいります。当然のことながら、「変化」の実態は我が目で確かめずして語ることはできません。例えば良い授業は言葉ではなかなか表現できない「教室の空気」があります。この空気は伝聞ではなく「肌感覚」でしか捉えることはできません。セブンイレブンの鈴木敏文 CEO（最高経営責任者）は、84歳になる現在も全国のフランチャイズ店を回り、アルバイト店員を含めて現場と語りあうそうでございます。「現場を知らずして意思決定はできない」という強い経営ポリシーの表れであると考えます。

私はすでに業績評価を受ける立場にはありませんが、今年度年間50回以

上の学校への「ぶらり訪問」という数値目標を立てました。土日の公的な行事が続いてなかなか学校を訪問することができず、すでにこの時点で目標達成に不安を覚えています。6月6日に今年度初めて第六小学校の道徳授業地区公開講座を訪問しました。

今年度、第六小学校へ公募で異動してきた教員の授業を中心に参観しましたが多くの子供たちはしっかりと授業に参加し、教師の問いに対して何人もの子供たちが積極的に挙手をする様子を見ることができました。本校も数年前までは、家庭環境の厳しい子供を中心に「当たり前のこと」ができない状況が散見されたが、「当たり前のこと」ができる子供たちに成長していることが実感されました。反面、第六小に限ったことではありませんが、道徳授業の多くで教師の指導力が満足いくレベルに達していない点は大変残念に思っています。道徳授業は自分の思いや願い、感情を吐露するという大変デリケートな時間です。そのためには教師が子供の感情を題材にいかにつかう（＝引きずり込む）ことができるか、わきあがる願い、自分の考えや経験を表出しあって、これまでどう生きてきたのか、これからどう生きるのかを深く考えさせることができるかが求められます。

道徳授業には教師の学級経営の考え方や実際が顕著に表れるといわれています。子供たちが自らの心に浮かんだ考えを、堂々と発言できるか、その発言を周囲の子供たちが受け止めたり、認めたりできる風土がある学級か、それとも規律は正しいが、子供たちが自由闊達な議論を行えないような「同調圧力」が働く学級か。学級経営力は道徳の授業を価値あるものにするか、そうしないかの分れ道になると思います。また道徳の授業では、他者の発言を受けて、自らの経験や考え方、これまでの行動等と照らし合わせて、どの

ように思ったのか、どう感じたのか、といった「価値のすり合わせ」が求められます。すなわち、「あの子はこんな発言をしたけど、僕はちょっと違うな」とか、「僕の中でもやもやしていた気持ちが、あの子の発言を聞いてすっきりした」とか、「これまでこんな考えだったけれど、みんなの話を聞いて違う考えを持てるようになった」等の「頭の中のつぶやき」を全ての子供たちに持たせ、引き出さなくてはなりません。これこそが教師の腕の見せ所です。

授業を観察していると、このような「つぶやき」を引き出せる発言があっても、それが子供たちの心の中に「共有」させることができない様子が観察されます。教師と発言する子供の「一対一」の会話になってしまって、他の子供が心の中でその会話に「割り込もう」としていかない状況が見て取れます。

私はこのことを「卓球型の授業」と呼んでいます。教師と子供が一対一でやり取りをして、試合が進んでしまうような授業のことをいいます。道徳授業に限らず子供の思考を深めたり広げたりするには、教師の問いを受けて子供たちがやり取りをし、その結果が教師に返ってくるという「バレーボール型の授業」がどうしても必要になってきます。誰をレシーバーにするか、セッターにするか、スパイカーにするかは、これは教師が最も知っていなければならないことです。時には日常なかなか活躍ができない（挙手をしない）選手（子供）にレシーブ（発言）させる、練習試合（机間指導）で面白いスパイク（意見）を打てそうな選手（子供）を見つけたらその選手にトス（発言）を上げる。まさに「意図的な指名」です。

授業改善は「言うは易し、行うは難し」ですが、命の教育を最重要課題として掲げる本市において、道徳の授業改善は難しいでは済まされません。まさに次期学習指導要領では道徳が教科化されます。授業力が求められるとき

に来ています。道徳をはじめすべての教科指導における授業力の向上は、「賢く、心身ともに健やかな子供の育成」をめざす第二ステージには不可欠です。学校の OJT と共に、専門家である指導主事の指導に期待したいと思っています。これからも私は、学校へのぶらり訪問を重ねるつもりですが、委員の皆様も是非、時間がある際には学校公開等、訪問をいただければと願っております。学校は大変喜びます。前回教育委員長から指摘を受けたホームページ情報の適時性と正確性については、前回の校長会でも指導をしましたが、一層の徹底を図っていきたいと考えております。

2 点目です。第 2 回定例市議会についてご報告いたします。

現在第 2 回定例市議会の開会中であり、次回の教育委員会定例会で詳細はご報告する予定ですが、先の 6 月 10 日から 13 日の 3 日間に代表質問と一般質問が行われました。その中である議員から「貧困と教育格差」に関する質問がありました。現実問題として、子供たちは経済や環境等、様々な背景をもっています。格差と言い換えてもよいかもしれません。しかし元来、義務教育とは、多様な背景や格差があっても、全ての子供たちに国民として最低限度必要な資質や能力、知識や技能を身に付けさせることを目的としています。すなわち、どんなに貧しい子供であっても、豊かな子供であっても、誰もが学習指導要領に記載された内容を身に付けさせることが小中学校の使命です。私は、それが義務教育の誇りであり、責任であると考えます。

私たち義務教育に携わるものは、この根本理念を決して忘れてはならないと思います。しかし平成 25 年度の国の学力調査結果の分析において、家庭の経済状況と学力との間に相関があることが報道されて以来、このことがあ

まりに強烈な印象として、国民に刷り込まれてしまったことは若干の危惧をもっております。無論、事実として、我が国の相対貧困率は OECD 諸国と比較して高い数値を示しております。また、経済格差と学力問題は、教育に携わる者としても実感せざるを得ない現実にあります。しかしそのような中であっても、同調査分析において示された経済状況が厳しい家庭が多いという不利な環境において、学力調査で成果を出している学校があるという報告は見逃せません。

このような学校に共通する特徴として、以下のことが掲げられています。

1 点目、家庭学習の指導の充実・児童生徒に宿題だけではなく自主学習に取り組ませ、教員による毎日のチェックやコメントを通したフィードバックするという取り組みをしている学校は学力が高まるそうです。2 番目として管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修の重視という項目がありました。管理職が明確なビジョンを示し教員が共通理解をする。教科を越えた授業の相互参観をする。他校の授業を参観するシステムが構築されている。まさに管理職のリーダーシップについて触れられていました。3 番目、小中連携の取り組みです。小・中学校の学習や生活規律の共通実践と教育課程での系統性の確保。これは、小中連携の研究を今進めているところでございます。4 番目、言語活動の充実・ノート指導の充実。黒板への「めあて」の記入など、ねらいの明確化、全教育課程における話すこと、書くことの充実。読書習慣の形成等が挙げられていました。

本市では家庭の経済的格差の影響を縮小する取り組みとして、放課後補習事業が行われています。しかし私は、義務教育にとって本施策はプラス  $\alpha$  として捉えるべきである。貧困による教育格差を埋めるためにまず取り組まな

ければならないことは、先の「厳しい環境であっても成果を上げている学校」から学び、一つでも実践すること。その上でどうしても救いきれない子供たちを救いあげるために放課後補習を位置付ける必要があると考えます。貧困による学力や教育格差が学校や教員のみならず、教育委員会の「いいわけ」になってしまえば、義務教育は自らの誇りを捨て去ることになるだけでなく、教育に対する市民からの信頼を失わせていくことになると思います。

今こそ、義務教育は底意地を見せるべき時であると考えます。

最後に教育総合会議についてお話いたします。本日午後、本市にとっては初めての総合教育会議が開催されます。教育とは、家庭・学校・地域が自らの責任を果たしつつ、共に手を携えて互いに補完し合いながら取り組むべきものでございます。イギリスの第73代首相トニー・ブレアは「**Education Education Education**（政府の最優先課題を三つ挙げろと聞いてほしい。私はこう答える。教育、教育、教育だ）」の言葉はあまりにも有名ですが、教育は未来の清瀬、我が国を支える人材を育てるという尊い営みであります。福祉的背景や医療的背景等を抱える子供や保護者への対応等、学校教育ではカバーしきれない諸問題は、まさに「オール清瀬」で解決に努めなければならない。しかし、「現実には教育は学校で」「教育の問題は教育委員会で」の空気が蔓延していることも否定できません。総合教育会議はこのような市長部局、保護者を含めた市民の意識に風穴をあけ、教育への理解を促す良きチャンスであると捉えたいと思います。

午後の会議では「大綱」の策定が議題となります。是非、独立行政機関としての誇りをもって、教育の実際や思い、願いを語っていただければと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

引き続き、教育部長報告をお願いいたします。

(絹教育部長)

おはようございます。市議会の詳細につきましては、次回の教育委員会でご報告いたしますが、私からは議会において、理事者側からの答弁を受け、大卒の発言がでましたので、そのことにつきまして3点ほどお話いたします。

いずれも施設関係になりますが、1点目は今年度は大規模改造を含め、施設改修が予定されています。今年度の予定は、第二中の南校舎と第三中でございます。大規模改修の場合は、国庫補助を申請しまして、国庫補助を元に実施されるというのが今までの流れでございました。ところが、昨年度末から国庫補助申請をしておりますが、採択というお話はございませんでした。このまま第二中・第三中の大規模改修を国庫補助のないまま、行わざるを得ないのではと考えておりましたが、今月に入り、第二中の南校舎の内定が下りましたので、第二中については行います。また、第三中ですが、一般財源だけでは難しいということから、今年は見合わせということになりました。

2点目の第三中については、28年度に実施を考えております。またそれに関連して、これまで1年に2校ずつ大規模改修を進め、教育環境の整備を進めてきており、来年度は第四小、第六小が大規模改修を予定しており、実施設計を今年度行うということで準備を進めてまいりましたが、国庫補助の関係や財政上の一般財源を鑑みまして、第四小、第六小の実施設計は行いません。よって、来年度の着工は難しい状況でございます。

3点目です。1年に2校ずつ大規模改修を進め、子供たちの教育環境を高めようと進めてきておりましたが、今後はこの考え方も再検討せざるを得ない状況でございます。以上3点、情報提供でございます。

(松村委員長)

ありがとうございます。ただ今、教育長、教育部長よりご報告がございました。何か質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは日程第3に移ります。日程第3教育委員報告です。教育委員会訪問等ありましたので、ご報告をお願いします。

(宮川委員)

第三中を訪問し、運動会を拝見いたしました。生徒たちがしっかりと学び、徒競走など全力疾走している姿から、教育としての成功を感じました。特に生徒による運動会のアナウンスは非常に良いと感じました。生徒が役割をきちんと自分のものにして全うしようとする姿は、キャリア教育の現れでもあると私は思います。キャリア教育に繋がるような活動を拝見できて良かったと思います。教育長からお話がありました道徳授業や学校公開等、いくつか拝見いたしましたので、そこで感じたことと、教育長のお話に絡めてお話しさせていただきたいと思います。

まず、各学校においては研究授業というのはたくさんなさっているかと思いますが、いわゆる授業研究というもう一つのものを今後、導入して行っていく必要があると思っています。学校訪問をした中で、お話をさせていただく時間がございました。例えば、そこでは各学級をざっと拝見させていただき、学級経営の七つ道具がちゃんとありますかと問いました。その後、職員室で七つ道具とは何かということが話題になったそうですが、七つ道具が実際自分のクラスにはあるのかという議論が学校の中で起こったのかどうかを知りたいと思っています。それは、先ほど教育長がおっしゃった結果を出している学校のひとつの姿になると思います。

道徳授業を拝見して、学習指導要領の道徳の解説書の指導計画とその実施事項の部分を先生方が読んでいるのか、疑問を持ちました。また教育委員会として、そこをきちんと押えた指導をしているのかと疑問に思えてなりませ

ん。

例えば、板書の仕方もさることながら、何のためにワークシートを書かせているのか。書いたものを教員が見届けて、それを発問に繋げているのか。怪しいところです。道徳の資料の中にある場面を描いた挿絵などを拡大コピーして、授業展開で場面絵として使いますが、この提示の一つを取ってみても、本当に子供たちの価値への気付きや価値への吟味に繋がっていくような手順をとっているかどうか、更に検討していく必要があると思いました。あと2点。教育長のお話の中で「意図的な指名」とありましたが、私も非常に関心を持たせていただいております。卓球型とバレーボール型とありますが、まさしく、バレーボール型にならなくてはならないと思います。

いわゆる子供たちの発言を他に広げたり、子供の発言を更に深めたりするようなやり取りは、バレーボール型であると思います。このような授業があまり見られません。ということは、発問ができていないということになります。

もう1点ですが、議会との絡みの中でのお話がありました。このことについて関心を持っております。昨年度、厚生労働省が行っている調査研究に係ることです。特に生活困窮者支援法に基づく、様々な取組みが始まっていますが、学校というところは、子供たちの社会上昇を保障していくスタンスが必要であると思います。社会的・経済的に不利な状況な子供がいるわけですので、それに対する積極的な取組みが必要と考えます。そして、義務教育の役割というところで、経済状況が厳しい家庭が多いという不利な環境にあっても、学力調査で成果を出している学校があるということがありました。私は、これは実感として、経験したつもりでおります。このあたりが、清瀬の学校の様子、あるいは、特色ある学校予算のプレゼンなど拝見してきている中で、先生方へのアドバイスなど、これまでお話してきたつもりですが、どのように受け止めていただけているのか、もどかしく思っています。以上です。

(稲田委員)

第四中の運動会へ行ってきました。芝生ができてから初めての運動会を見にいきました。広い感じを受けました。また、子供たちが芝生の中で運動会を行うと気持ち的にも盛り上がるのではないかと思いました。特に第四中は校庭が市内では良くない校庭でしたので、環境が整って良かったと感じています。以上です。

(植松委員)

運動会は、清瀬中・第二中・第三中の3校を拝見しました。すごく特徴的なのは、児童数が少ない学校と多い学校とでは行う競技内容も違い、少ない学校は雰囲気もアットホームな感じでした。どの学校も、それぞれに一生懸命やっていましたが、昔と違って先生が主導ではなく、生徒主導で行っていると感じました。

学校訪問は訪問ができず、代わりの委員の方に行っていただきまして、ご迷惑をおかけしました。以上です。

(松村委員)

中学校の運動会は、清瀬中以外4校行ってきました。退場時の動作がピシッとしている学校は、競技・演技の部分でもクオリティーが高いと感じました。

教育委員会訪問は、6月15日に第八小、17日は第四中へそれぞれ伺いました。第八小に関しては、教育長が冒頭の報告でもありましたが貧困の問題に関しても学校長からお話がありまして、それに対するフォローやアプローチというのは、もう少し学校ごとのそれぞれの事情がありますので、個別に上手にやっていかなくてはいけないのではないかと感じました。

第四中の芝生の件に関しては、後程部長の方からお話を聞かせていただければと思います。またこれは確認ですが、小学校の日光、立科と中学校では

第五中が修学旅行があったかと思ひます。また、第三中は職場体験があったかと思ひます。事故等がなかったかということについて、確認したいということと、学校から何か報告があったならお話いただきたいと思ひます。以上です。私からの確認事項は2点です。

(粕谷教育総務課長)

第四中に限らず芝生につきましては、現在全校芝生化ということで進めておりますので、今年は清明小が予定されております。色々と地域の方々に説明を行う中でご理解いただくことが多くなってきております。生徒の活動部分では、中学校の全面芝生化というのはなかなか難しい中で、取組んでいただいているとは感じております。第三中や第四中も生徒数が増えてきており、第三中は当初、サッカー部がありませんでしたが、発足されて以降は、芝生の管理は厳しい状況であります。そういった状況もあり、教育部長にも相談する中で、学校訪問の機会がございましたので、第四中のグラウンドの使用についてもスパイクを使用する活動を少し制限等をしていただくよう学校に要請したところでございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。第三中は、プレジールという女子のクラブチームが練習会場として利用しているようです。そのため、使用頻度が高いようです。

(坂田教育長)

究極の問題であると思ひています。芝生化は行っていかなければならないですが、ただ、子供の運動の制限をしてしまつては、本末転倒でもあります。学校は芝生化によって良い面と悪い面があると感じていますが、都の補助を受け、市の施策として行つておりますので、子供たちにいい加減なクラブ活

動を行っていいというメッセージは発信することはできませんが、顧問の先生方には十分配慮していただいて、今まで以下の状態にならないよう活動していく他はないのではないかと考えています。

(栗林指導課長)

ご質問の2点目の日光・立科、修学旅行の件ですが、ほとんどの学校が無事に帰ってきましたという報告を受けております。どのような成果があったかにきましては、改めて学校だよりやこちら側も意識をして作文などを見ていきたいと思えます。その中で、今週ですが、第八小で1件事故がございました。登山中でしたが、下山中に滑って顔から転んでしまい、何針か縫うケガをいたしました。立科ということで、保護者の方にもすぐに来ていただくということにはいきませんので、校長先生が付き添い、無事、事なきを得たということです。大きな事故としましては、その1件でございます。

職場体験にいても、各学校で始まっております。私達も行ければいいのですが、時間が取れなく、先日、消防署の前を通った際に、第三中の子どもたちが職場体験をしている姿を見かけました。是非何校かは見て行ければと思います。

(松村委員長)

昨日、消防署の石井署長とご一緒しまして、職場体験の件、喜んでいらっしゃいました。どんどん来てくださいとおっしゃっていましたので、是非、学校へお伝えください。お願いします。他にはよろしいでしょうか。

(坂田教育長)

来年度、清瀬中の運動会を是非観ていただければと思います。ラジオ体操の時に、音楽を流さず、子供たち全員で号令をかけて今年度から行っています。私も拝見できませんでしたが、壮観だったようです。またこれは子供た

ちからのアイデアが出て、実施されたということでした。

(松村委員長)

それでは日程第4に移ります。日程第4議案第11号第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の制定について、教育総務課長よりご説明をお願いします。

(粕谷教育総務課長)

それでは日程第4議案第11号2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の制定について、提案理由をご説明いたします。

教育基本法第17条第2項に、「地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定され、本市では、平成18年に10年間の計画期間で「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定して、教育施策に取り組んでまいりました。

現行のマスタープランは、平成27年度で計画期間の終了となりますが、市の最上位計画となる「第4次清瀬市長期総合計画」を現在策定しており、この計画との整合をしっかりと図る必要がありますことから、現行のマスタープランを平成28年度まで1年間、延伸させていただいた上で、第2次清瀬市教育総合計画の策定に向け、新たに検討委員会を設置するため本要綱を制定させていただきたいと考えております。

資料の設置要綱案をご覧ください。第1条には、先ほど申しあげました法に基づく、計画の設置目的を、第2条には所掌事項といたしまして、1学校教育の在り方、2地域教育及び社会教育の在り方を検討し、その結果を教育長に報告するとしております。第3条は組織を規定しております。3枚目の検討委員会委員名簿に選出区分とそれぞれの人数を明記し、記載のとおり17名の委員構成を想定しております。委員長、副委員長は教育長が委員のう

ちから指名すると規定しています。第4条には、市民公募委員につきまして、18歳以上の市民を4名とするよう規定しております。

要綱の説明は以上でございますが、本検討委員会は、本年12月に第1回の会議開催に向け、市民公募や各団体への委員推薦の依頼を行うとともに、教育委員会事務局の管理職を委員とした、現行計画の検証作業を併せて行い、準備を進めてまいります。進捗状況につきましては、教育委員会に随時ご報告させていただきます。以上で説明を終わります。

(松村委員長)

今年の12月に第1回の会議を行って、いつ頃答申を出される予定でしょうか。

(粕谷教育総務課長)

平成29年度の予算に間に合う形で考えておりますので、平成28年の8月までの期間で、月に1回のペースで検討をしていきたいと考えております。

(松村委員長)

来年の9月の議会に出せるようにということでよろしいですね。

(粕谷教育総務課長)

予算要求がその時期ということになりますので、要求の段階で反映させられるようにと考えております。

(松村委員長)

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問はございますか。

(坂田教育長)

現行のマスタープランを策定した際には、市民アンケートを行っていました。今回は長期総合計画の策定に伴って、25年度に市民満足度調査を実施しておりますので、それをもって変えることが妥当ではないかと思っています。しっかりとした議論をした上で、実行性のある計画を立てていくべきであると考えておりますので、また議論の場を設けていただければと思います。委員長よろしくお願いたします。

(松村委員長)

これに関しては、設置要項の制定についてですので、先々、将来的には中身について議論する場を設けていければと思います。他にはよろしいでしょうか。

(宮川委員)

教育長より市民満足度調査アンケートについてお話がありました。市民意識調査の中身について、余りかんばしくない状態であったということですが、そこからどういうものを策定していくかを考えた時に、市民意識調査のかんばしくなかったところをどのように事務局の方で検討材料を考えていらっしゃるのか。この辺りの進捗はいかがでしょうか。

(坂田教育長)

市民満足度調査については、私も度々話題に出しておりますが、非常にショッキングなデータで、これは紛れもなく教育委員会が市民と直接係るという機会が余りに少なかったのではないかと思います。

昨日、14校連絡会が行われました。これはPTA及び保護者会の会長の会議ですが、この会に参加をしてまいりました。その中で私がお願いしてきたのは、14校の保護者の方々もしくは、それぞれのPTAの幹部の方々との教

育委員会の教育委員が語り合う場を設けていただけないかとお話させていただきました。

長期総合計画等では、市民とのチャンネルを作っていますが、そこまで広げるのではなく、保護者を対象にして自由に10年後の清瀬の教育の在り方といったことを語る中で、宮川委員がおっしゃったところを反映していければと考えております。

(松村委員長長)

他にございますか。異議はございませんか。

全員異議なし

(松村委員長長)

本件に関しましては、原案とおり可決といたします。それでは続けます。  
日程第5報告事項 1 市長への手紙・メール等についてです。こちらは昨年度の結果報告です。所管ごとに報告をお願いします。

(粕谷教育総務課長)

平成26年度中に教育委員会あてに市民の方からいただきました市長への手紙・ファックス・メールについてご説明いたします。所管課ごとの件数では、教育総務課23件、指導課14件、生涯学習スポーツ課44件、図書館8件、郷土博物館1件で、教育部全体といたしまして88件でございました。前年度は、部全体で92件、前年比95.7%、4件の減少でございました。

次に、いただいたご意見の概要につきまして、所管ごとにご説明いたします。

はじめに教育総務課所管分でございます。いただいた23件の内訳は、学校施設の整備改善関係の9件、学校教育予算、子供の安全対策が各2件、給

食関係3件、その他7件でございました。

多くご意見をいただきました学校設備の整備・改善につきましては、校庭に関するものが多く、投光機の設置要望、芝生化校の現状に関する指摘、バスケットゴールの設置、危険な遊具の改修でございました。また、通学路の安全対策につきましても、通学路の雑草が伸び危険である旨の指摘を受けましたので、地権者に草取りを要請し速やかに対応していただくことができました。

給食調理の民間委託により質の低下へのご心配、その他にもホームページの更新の遅れに関するご指摘、ホームページに記載した校長挨拶の誤字に関するご指摘をいただいております、学校をはじめホームページ閲覧者の増加を反映していると感じています。

また、昨年度に市のホームページをリニューアルしておりますが、教育委員会のページも整理させていただいたところではありますが、各ページの最後にアンケート機能がございますので、最近では、この機能を利用したご意見もいくつか頂戴して要望やご指摘に対応しております。以上です

(栗林指導課長)

指導課は14件のお手紙・メール等をいただいております。その多くは、特定の学校・学級におけるいじめや担任・教員の言動等について、いかなるものかといったご指摘をいただいたものでございます。それらについては、すべて学校を通して、きちんとご説明し、対応するよう指導いたしました。ご理解をいただいております。

また、塾講師による放課後補習教室については3件いただいております。昨年度から行っております補習教室について、税金を使って行っているものですので、一部の児童・生徒を対象に行うのは公平ではないのではというご指摘でございました。3件という件数については、引き続きのやり取りをしたことによるものです。最終的にはこの事業の効果について見守っていただ

くということをご理解いただいております。その他、赤ちゃんのチカラプロジェクト等については、好意的なご意見をいただいております。以上です。

(山下生涯学習スポーツ課長)

生涯学習スポーツ課は44件でございました。まず、市民センター等に関することについては8件でございました。内容としましては、備品に関する整備への要望や、下宿地域市民センター及びアミュー多目的ホールのトイレ改修についてでございました。市民センター内のトイレ改修については、今年度5カ所、和式から洋式に改修しております。アミュー多目的ホール内のトイレは、障害者の方も使用できるようになっておりますが、補そう具を付けた方が利用した場合の補そう具を置く台などの整備のご要望でございました。

次にスポーツ・保養施設に関することについては30件と多くいただいております。皆さんもご承知のように、サッカー場に関しては夜間照明の取付けや改修工事に資金を投じて整備をしており、市もサッカー場に目を向けているということは、市民の方もご理解いただいておりますが、その他の部分で野球場に関してはどうなんだというご意見をいただいております。野球場も数がございますので、サッカーだけでなくスポーツ全体として捉えて整備をしてほしいといった要望をある特定の方から同じような内容を何度もいただいております。件数として30件となっております。

現在の内山運動サッカー場の進捗状況でございますが、これから人工芝が張替えとなりますが、夜間照明もLEDになります。この前、試運転を行ってきましたが、かなり明るくなりました。その明かりが住宅地の方へ漏れてしまうのではないかと心配がございましたが、光が漏れないようになっているということを確認しております。

また、立科山荘についてもご意見をいただいております。利用はしたいが、公共機関を使って現地に行くのには遠いため、近場に保養施設を作ってほし

いという内容でした。これについては、山荘の方の最寄の駅までは有料ではありますが、送迎をしているためそちらを利用していただきたいという回答をしております。その他については6件ございました。以上でございます。

(伊藤図書館長)

図書館に関しては8件いただいております。内訳としまして、図書館の運営に関することに5件、その他で3件ございました。

図書館の運営に関することの中の本の購入について、新刊本の購入だけでなく、古い出版のものを購入することはけしからんという内容のご意見がございました。これについては、図書館では、保有している書籍の中でも貸出が頻繁にある本などは、汚損や破損等があるため新刊でなくても再度購入等している旨の回答をしております。また、館内のコピー機の利用についてですが、度々利用者の方が勘違いをされているのですが、図書館内にあるコピー機の利用は、図書館法第31条により図書館内の資料に限ってしか使用が認められておりません。今回はご自身の履歴書のコピーをしようとしていたため、使用できない旨をお話したところ、後日市長メールを出されたものです。その他の部分では、お礼が1件ございました。内容は財布を落とされた利用者からの財布が出てきたことへのお礼のお手紙でございました。以上です。

(五十嵐郷土博物館長)

昨年度、郷土博物館への市長への手紙・メール等については、1件ございました。内容としましては、郷土博物館添え付けの貸出看板について、これは、博物館が展示会等に使用します一般には貸出しない大型の看板がございましたが、その看板を各種団体の方へ貸出してほしいというものでしたが、破損などのおそれがあることから貸出はしていない旨の回答をしております。ご理解をいただいております。以上です。

(松村委員長)

ありがとうございました。各所管課より、昨年度の状況のご説明でした。何か気になる点などございますか。

(坂田教育長)

基本的にこのように市民からのご意見というのは、事務局の改善の視点を示してくださっていると思っています。中には対応できない内容もあり、対応できない旨の回答しなければならないものもあるかもしれませんが、我々が見えなかったところを見て、ご指摘してくださるというスタンスでいるべきであろうと思います。

また、回答までの期間は何日間あるのでしょうか。こういうものは回答が早ければ早いほどクレームが深まることは少ないだろうと思っていますし、市長も「多摩26市で一番の窓口を行う市になる」と公言しています。私は本来、3日ルールが妥当だと思っています。人間の心理として、3日目を過ぎるとイライラするのではないかと考えます。少なくとも1週間を超えることのないようにしていただきたいと思っています。5日ルールが最大、許容できる範囲であると考えます。

最後は、是非教育委員会で共有すべき意見というものは、その都度教育委員会定例会で出していただければと思います。例えば、特にお礼のお手紙などは、いただくことができれば、大変嬉しいことであると思いますので、こういう場で、情報を提供していただければと思います。以上です。

(松村委員長)

では、今の教育長からのご質問に対してご回答ください。

(粕谷教育総務課長)

メール等をいただいてからの回答までの期間につきましては、一括して企

画部の秘書広報課が統括しております。まず、市長が目を通し、関係の所管課を特定した上で、下りてまいります。通常、課内決済後に企画課への戻すまでの期間は1週間程度いただいておりますので、教育長がおっしゃられた期間からしますと、時間がかかり過ぎているということになるかと思えます。

また、情報の共有の部分では、その都度行っていきたいと思えます。

(山下生涯学習スポーツ課長)

市長メールで補足させていただきます。生涯学習スポーツ課の件数が44件ということで、件数だけを見ますとお叱りを受けると思いますが、総務課長からご説明があったように、秘書広報課からいただいた中で、回答を希望しないといったものも含まれてございます。今回お示ししました44件のうち、回答を要するものは6件でございました。あくまで回答を要しない、匿名でいただいている一方通行のご意見が多くあるという現状でございます。

(絹教育部長)

私からも補足いたします。回答できるものは速やかに回答していますが、中には色々な内容のものがあり、主管課も苦勞して回答しております。教育長がおっしゃったようにご意見をいただいてから回答までの期間は、なるべく短い期間で処理するよう努力してまいりたいと思えます。

また1つ良いことは、お礼のお手紙をいただくようになったということです。今まではなかったことですので、少しは良くなってきているのではないかと感じております。今後も努力してまいります。以上です。

(松村委員長)

それでは次の日程に移ります。日程第6報告事項 2 執行状況報告についてです。こちらに関しても事前に資料が配られております。議会が閉会している間に起こったことの報告になります。内容に関してはよろしいでしょう

か。

(稲田委員)

4 ページの二市研修会についてですが、これについては、以前何市かで行っていたかと思いますが、二市というのは清瀬市とどこの市で行っていますか。また、今一緒に行っている市が今後一緒に行わないという話になった時の見通しはどうなっていますか。

(栗林指導課長)

相手の市は、武蔵村山市でございます。私が着任する前の年までは、東大和市を含めた3市でございました。それぞれの市の事情により離脱されていられる市がここ何年かございました。武蔵村山市については、この研修会について、わりと積極的に捉えてくださっています。勿論、本市の事情もございますので、今後これが継続的に行われていくかということについては、なかなか先の見通しが持ちにくいところでございます。

(松村委員長)

ありがとうございます。他はよろしいですね。では次に進めます。日程7 報告事項3 教科書採択の日程等についてお願いします。

(小熊統括指導主事)

お手もとの資料をご覧ください。平成28年度中学校・特別支援学級教科書採択日程等についてでございます。

こちらについては、既に4月の定例教育委員会でお示しさせていただきましたが、追加事項が2点ほどございましたのでご説明いたします。

1点目は1月6日に「第2回調査委員会」、1月10日に「第3回調査委員会」がございしますが、どの教科までの報告を行うかということが決まりました。

たので表で追記し、お示ししております。2点目は、6月23日に吹き出しで記載されていますが、これにつきましては、現在教育長室に教科書を展示させていただいております。委員の皆様においては、今後お時間を調整いただき、研究等行っていただきますようお願いいたします。日程等は後程、調整したいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(松村委員長)

教科書採択に関しましては、この後話し合いたいと思いますので、この場はご報告だけでよろしいでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

それでは日程第8報告事項4平成27年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査の方法及び活用の手引きの改定及び4・5月分の同時調査結果についてです。こちらも統括指導主事からのご説明をお願いします。

(小熊統括指導主事)

平成27年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査の方法及び活用の手引きの改定がございましたのでご報告いたします。

これまで行っていた方式というのは、いじめ、不登校の部分のくくりで、一覧表で学校に提出を求めておりましたが、それが課題であったということがありましたので、いじめと長期欠席とそれぞれに分け、提出していただくよう改めさせていただきました。この趣旨は、いじめも長期欠席も解決型にしていかななくてはならないという点、また文部科学省が行っております児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査がございしますが、これとの整合性、精度を高めるという観点から改定を行いました。詳しい内容につ

きましては、資料の手引きの1、2ページに記載されております。

2ページをご覧ください。これまでいじめにつきましては、定例教育委員会におきましても報告させていただいておりますが、学校にはいじめをくい止め、またいじめと認定した際には、教育委員会に報告していただき、継続的な観察による見守り等、しっかりと行っていただくようお願いをしているものでございます。

次に3ページをご覧ください。長期欠席についてですが、これは不登校だけではなく、病気やその他、経済的な状況等も含めております。先ほどお話ししました児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関するところで、組織的な対応を確実にとり、長期欠席傾向を示す児童生徒の長期欠席理由を分類することで、学校基本調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の精度を上げるため、報告書の精査をいたしました。これまで10日以上を不登校状態としておりましたが、東京都では12日としておりますので、都との整合性を図り12日で不登校状態とし、教育委員会へ報告するよう改めております。平成27年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査の方法及び活用の手引きについては以上でございます。

続けて、いじめ・長期欠席等の報告でございます。今回については、手引きの改定に伴いまして、4・5月分の結果報告となります。資料をご覧ください。まず小学校ですが、現在5月末までの30日以上長期欠席している児童は2名です。2名の内訳は不登校という分類になります。また30日未満の児童は10名おり、今後も増える可能性がございますので、相談センターとの連携を図り、対応してまいりたいと思います。小学校では親子関係による内容が多い傾向にあります。また3月31日付けで文部科学省から7回以上接触できない児童については、必ず接触をしなければならないという通知がございました。そのため今回の報告書の中では、学校の接触状況の内訳を学校に報告させており、その内容を記載しております。

次に中学校です。30日以上長期欠席している児童は12名となっております。

ります。内訳は、不登校11名、その他が1名です。これらを基に現在の不登校出現率を求めますと0.603%となります。小学校に比べ、中学校では数が多いことやその要因となっているところでは、心身の病気や不安など情緒的混乱、無気力といった小学校では表れ難い数字が出ております。学校の接触状況の内訳資料のとおりです。報告は以上です。

(栗林指導課長)

補足をいたします。ご説明がありましたとおり、昨年度までグラフ化していたものを表の形に改めさせていただいております。不登校についてはこのような形で全体の集計を出していく形になります。またいじめについては、小学校、中学校とも4・5月については特に該当はなかったということでございます。以上でございます。

(松村委員長)

フォーマットが変わり、見慣れていないこともあるかと思うのですが、A4横版の集計表に関しては、表を見ても理解できないです。また、資料についても事前にいただければ中身についてよく見て理解できますので、このようなことを、前回からお話していますので、今後このことについても十分注意してください。お願いします。

(小熊統括指導主事)

承知しました。

(松村委員長)

ただ今、報告がありました平成27年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査の方法及び活用の手引きの改定及び4・5月分の同時調査結果についてですが、ご意見・ご質問等ございますか。

(宮川委員)

都教委のふれあい月間の基準が12日になったというお話でしたが、何時からどのような理由で変更になったのかお答えいただけますか。

(小熊統括指導主事)

変更の理由につきましては、存知あげておりませんが、平成24年度から導入するよう通知がきております。

(宮川委員)

ありがとうございます。

30日に変更したからには何らかの理由があつてのことだと思います。その理由を学校がきちんと承知しているかということが肝心だと考えます。長期欠席を50日から30日にした理由は、一定期間の中で、ある程度この子は長期に休むようになってしまうのではというものをおおよそ推測するために30日にした経緯があります。次に12日した理由について、何らかの理由があると思います。その理由を実際に学校は承知していたのか。つまり、長期欠席のおそれがある子に対して、早期対応するということが求められていたが、原因がわからずに早期対応が遅れ、さらに不登校をさせてしまうということが気にかかりましたので伺いました。以上です。

(松村委員長)

今の件に関して、お答えできる範囲でお願いします。

(小熊統括指導主事)

東京都が示しています12日が、なぜ12日なのかという理由については今の段階で認識していないため、確認をしたいと思います。

(宮川委員)

説明が悪かったですが、30日にした理由が早期対応するための基準としたわけです。今度は12日したのにはそれなりの理由があって、その理由を学校にきちんと理解してもらう必要があるというところで、そこをなさっていこうということでした。

(松村委員長)

確認した上で、学校とは相互理解を深めてください。お願いします。

では進めます。日程第9報告事項5平成27年度清瀬市立学校教育課程の指導の重点についてです。

(栗林指導課長)

報告事項5平成27年度清瀬市立学校教育課程の指導の重点についてご報告いたします。

先の定例教育委員会において各校の27年度清瀬市立学校教育課程の指導の重点についてご承認いただきましたが、その際に平成27年度の各校の教育課程について、詳細をみていく必要があるのではないかというご指導をいただきました。お話を受けまして、今回各校の教育課程のうち、指導の重点の部分について、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれについて小・中学校別に抽出をし、細かに見てまいりましたのでご報告いたします。

視点としましては、それぞれの指導の重点の中に上げられている共通事項は何か。これを抽出することによって、清瀬市の学校全体が重点化している教育活動の傾向が明らかになるのではないかと考えました。もう一方の視点として、各校の特徴的な重点は何かということを押さえておくことによって、例えば、学校訪問などの際にそれぞれの学校の特徴的な重点を把握しておくことで観察の視点を持つことができると考えました。それらを抽出した後、

分析や解釈を加えるといった作業をいました。

本日お手元に資料をお配りしております。詳細につきましては、時間に限りがございますので、後程お目通しいただければと思います。ここでは概括的な傾向について簡単にお話いたします。

資料の各教科の部分についてですが、教科指導において、各校が重点としている内容は、全般的に小・中学校ともに「基礎的・基本的な知識・技能の定着」を重点化していることが窺えます。つまり、小・中学校ともに、まずは基礎的・基本的な知識・技能を学校として重点的に指導していく必要があると捉えていることがわかります。中学校ではそのために具体的な手段として習熟度別指導の充実や補習といったものが掲げております。

そして小・中学校ともに掲げているのは特別支援教育の視点にたった授業改善やユニバーサルデザインの授業といったことであり、基礎的・基本的な知識・技能の定着の中には、こういった通常の学級で学ぶ特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導の重視もあげられているのであらうと捉えました。一方、学力を構成するもう一つの重要な要素である、思考力・判断力・表現力の育成については、小学校では9校中4校、中学校では5校全校掲げておりました。

では小学校では、思考力・判断力・表現力の育成を重視していないのかというと、詳細を見ていきますと言語活動の充実、問題解決的な学習・協同学習を取り入れた授業といった具体的な手段として掲げていることから、これも基礎的・基本的な知識・技能と同様重視する指導の重点として指導をしていこうという学校の姿勢が窺えます。

共通点を見ても各教科の指導においては、基礎的・基本的な内容の定着を図りつつ、思考力・判断力・表現力を高めていこうという姿勢が加わるわけですが、教育委員会といたしましては、まず、その取組みが形骸化していないかどうか、適宜に学校の取組みを確認し指導していく必要があると捉えました。一方、思考力・判断力・表現力については、特にその育成に対

する取組みとして、言語活動を重視している学校が多いことから、各学校の言語活動の取組みをモニタリングしつつ、継続的に指導、支援が必要であろうと考えるところです。

また、学校ごとの特徴的な取組みを見てみますと、それぞれの学校が自校の現状と教育資源とを鑑み、重点化をしていると見ております。成果が上がっている学校については、是非その内容の共有化を今後進めてまいりたいと考えております。一方で、特徴的な用語が抽出しにくい学校、あるいはあげているワードが具体性に乏しいものになってしまっているのも事実です。こういった学校については、日々の各教科の指導をどのように重点化し、進めていこうと考えているのかを我々指導課が丁寧に見ていきながら、指導していかななくてはならないであろうということがわかった次第です。

いずれにしても各教科の指導の重点が、それぞれの学校で意識化され、日々の授業に活かしているかどうか重要です。私共としては、これを力に丁寧に見ていこうと考えております。

2 ページ以降の道徳等につきましても分析しております。それぞれの部分で、各学校が自校の児童・生徒の現状をどのように捉えているかがわかりますし、どのようなことを重点化しているのかも窺うことができました。

今後このようなデータをすべての学校で共有しつつ、自校の教育課程が適正かつ創意に溢れる編成をしてほしいと考える次第です。引き続き、学校に対する支援をしながら、これらを適正に運用されるように見てまいりたいと思います。報告は以上です。

(松村委員長)

ありがとうございます。本件についてはよろしいでしょうか。

(宮川委員)

まとめのところで基礎・基本の習得ということ、言語活動等を考えればと

ということですが、主体的に学ぶ態度を育むという学力の3つ目についてはどうなのでしょう。あるいは、教育委員が授業を観られて、主体的に学ぶという3つ目の学力について、どれくらい清瀬の学校においては先生方が工夫されていらっしゃるのか。私もまだまだ見えていませんが、どのように見ていらっしゃるのでしょうか。

また、第四小と第四中が9年間を見通した思考力・判断力・表現力の育成ということで、清瀬市の小・中一貫教育の方向に転換されることが新しい価値を生むのではないかという試行はどうか。例えば市内小学校についての市民からのお手紙の内容は存知あげませんが、短い文言からしますと授業があまりうまくいっていないという指摘なのではということと、短絡的に意識しすぎている可能性はないのか。主体的に学ぶ態度を育てるといような授業をどれだけ学校として創造しているか。第三小の取組みとして学習意欲の向上掲げています。そして、ノート指導から考える力、思考力を育て、そのことが学習の面白さを更に自分のものにしていき、学習意欲を向上させることをねらってであろうと思います。そういうところを他の学校でも学ぶ必要はないのかと感じました。

最後に清瀬小の問題解決的な学習と協同学習ですが、これが今後、新しい学習指導計画のあり方として、さらに試行されていくとよいのではと感じました。そういったことで、学校の先生方に期待することと3つ目の学力について感じるところをお話しました。

(松村委員長)

本件について、お答えいただけますか。

(栗林指導課長)

まさに今、宮川委員長がご指摘をなさったとおりで、主体的学習態度という文言はほとんどみられませんでした。学力の定義を考えるのならば、そこ

が抜け落ちてしまうと非常に問題があります。実は私共が昨年度から始めています「学力向上戦略会議」というものがございます。そこでも主体的な学習態度の部分が問題ではないかということが出されました。この指導の重点をみていたところで、学校の指導というのも実は、主体的な学習態度が薄かったということがわかったかと思えます。

これは私共が今後学校へ指導していく上で、十分気をつけていかななくてはいけない部分であり、各学校へは意識していただかなくてはいけない部分であらうかと思えます。

第四小・第四中については、きちんと取組んでおります。算数・数学という部分にシフトして考えおりますので、具体的カリキュラムの提案という形になっていくかどうかはまだ見えていない部分がございます。現段階はで第四小が算数、第四中が数学の研究をし、お互いに授業を観ながらうまく繋げていく方法を協議しているところですが、できるならばカリキュラム開発といったところまで行ってもらえればよいと考えております。

市内小学校については、先ほどメールでいただいた内容と、ここで掲げられている指導の重点の関連は正直わかりません。ただ、ある単一の学級の話であり、授業全体的の学習ケースに問題があるとは感じてはおりません。一方で、この指導の重点の特徴的なワードとして、学習基準の徹底ということがあげられることにむしろ問題があるのではないかと感じています。教育課程の編成の中で、一定の各教科の指導の重点と考える内容として、はたして学習基準の徹底が適切なのかといったあたりについては、その学校の教育課程の編成の能力を高めていかななくてはと考えます。更に清小については、清小モデルというものを話し合いを通しながら、思考力をつけていこうといった中で、幾つかのパターンを作り、それに当てはめた授業を今、展開しているところです。清小モデルとして5パターンほど示されています。それらについて精査し、まとめていただいていると思えますので、言語能力の拠点校事業も受けており、2月には研究発表もありますので、そこでの市内への周

知ができるかと思えます。以上でございます。

(植松職務代理)

資料の作りが見づらいつ感じました。教育委員会指導課としてのまとめを見やすい形でもう少しきつちりと出してほしかったと思いました。

各小・中学校の部分は、資料としてはこれでおいておいて、教育委員会の総合的なまとめが大事であると思えます。それに即して動いていくのであろうと思えますので、今後改善していただければと思えます。

(栗林指導課長)

まとめ方については、まだまだ不十分ではあると思えますので、より見やすい形について今後検討していきたいと思えます。ただ、指導の重点の分析をすることによって、見えてきた部分もあり、非常に有意義であったと感じております。

(松村委員長)

指導課長がおっしゃったように、あやふやなところもありましたので、トップリーダーが学校をどうよくしていくかということが明確にされなければ、不幸になるのは子供たちですので、その点はきちんと指導していただければと思えます。また職務代理がおっしゃったことも、我々教育委員会として、共通認識するまとめというのも大事であるとは思いますが、今回分析したのはなぜかという、それぞれの学校に対して指導するための分析を行ったと思えます。またそれが子供たちのために繋がっていくと思えます。まとめは、簡潔なものがあれば便利でありがたいですが、内容については読み込んで理解しますので、学校への指導を優先してください。お願いします。

本件についてはよろしいでしょうか。それでは日程第10に移ります。日程第10その他今後の日程についてです。粕谷教育総務課長よりお願いします。

す。

(粕谷教育総務課長)

それでは 今後の日程についてお話いたします。次回7月の定例教育委員会を7月17日(金)午前9時30分より、本庁舎4階の第二委員会室を予定で予定しております。また本日、1時30分から総合教育会議を健康センター第二会議室で行います。以上です。

(松村委員長)

以上をもちまして、平成27年第6回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時 45分

平成27年 6月 19日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 宮川 保之

平成28年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてです。  
お願いします。

(栗林指導課長)

それでは、報告事項2平成28年度使用中学校及び特別支援学級教科用図  
採択の概要について説明いたします。各中学校で授業に使用している教科用  
図書、いわゆる教科書については、本年がその採択の年に当たり、平成28  
年度から31年度にわたって使用する教科書の採択を行うことになっていま  
す。本日は、その採択の進め方についてご説明いたします。

資料の表にございますように、最終的には8月21日の定例教育委員会に  
おいて採択をしていただくこととなります。採択に当たっては、教科用図書  
調査委員会が委員の皆様、全学年の全教科書について、調査・研究した内  
容をご報告いたします。この調査委員会は、それぞれの専門性を考慮し、校  
長、副校長に中から教科ごとに委嘱した教科用図書調査部の部会長と、保護  
者の代表からなるものです。

調査委員会が行う採択資料の作成に先立ち、まず各中学校は、校内の教員  
による教科用図書研究会を教科ごとに設置します。各学校は、担当の教員が  
集まり、当該の教科の全ての教科用図書に関する調査研究を行い、その結果  
を校長に提出します。校長は内容を確認後、上位の会である教科用図書調査  
部会に調査結果を提出します。この教科用図書調査部会は、各中学校の教員  
から教科ごとの代表を集めて編成されます。調査部会では、各校から提出さ  
れた調査結果を資料として活用しながら、当該の教科すべての教科書につい  
て調査・研究をします。この調査部会の研究内容は、調査委員会に報告され

ます。調査委員会では、この研究報告の結果と、中央図書館、竹丘図書館に展示した教科書を見た市民の声を集めたアンケート調査の結果を参考にしながら、教育委員会への報告の準備をし、8月の教育委員会において、調査委員長から調査の結果について報告を行います。委員の皆様はその報告をお聞きいただいた上で、教科書の採択を行うといった流れになっております。

一方、特別支援学級で使用する教科用図書については、毎年の採択をしています。特別支援学級では、文部科学省の検定を通った教科書のほか、児童・生徒の実態に合わせて特別な教育課程を編成する必要がある際には、検定を通った教科用図書以外の図書も教科用図書として使用することができます。各学校では、特別支援学級の教員による教科用図書研究会が、自校の児童・生徒の状況に応じた教科用図書の研究を進めます。その結果は調査部会に報告され、調査部会では各学級に在籍する児童・生徒の実態に合わせて、採択したいと考える教科用図書についての資料を作成し、調査委員会に報告します。調査委員会はそれらについての調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告します。報告に基づき、教育委員会の場で、審議、採択をしていただくという流れになります。

以上のように、中学校と小中学校特別支援学級の教科用図書の採択を実施します。各教育委員の皆様におかれましては、昨年度同様、ご尽力を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、ご説明がありましたが、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

(植松委員)

評価基準は小学校採択の時に、独自のとか、地域性というところが大事だと思います。

全員異議なし